

入院基本料に関する事項

☆1病棟は1日に11人以上の看護要員（看護師・准看護師・看護補助者）が勤務しております。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝8時～夕方16時15分まで、看護要員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ・ 夕方16時15分～朝9時まで、看護要員1人当たりの受け持ち数は27人以内です。
- ・ 当該病棟の床面積は、1床当たり18㎡以上です。病室は、4床以下で、床面積は1人当たり5.8㎡以上です。
- ・ 当該病棟には、当該病棟の入院患者様同士が使用できるデイルーム（食堂兼用）、面会室、浴室及び公衆電話を設けています。
- ・ 当該病院に専用の作業療法室を有しております。
- ・ 患者さんの金銭管理を適切に行っています。

☆2病棟は1日に10人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しております。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝8時～夕方16時15分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ・ 夕方16時15分～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は23人以内です。
- ・ 身支度や食事等の身の廻りのお世話をさせていただく看護補助者3名が朝8時から夜19時30分まで交替して勤務しております。
- ・ 当該病棟では、看護職員の最小必要数の7割以上が看護師となっています。
- ・ 当該病棟の病室床面積は、1床当たり平均で8㎡以上です。

☆3病棟は1日に9人以上の看護職員（看護師・准看護師）及び8人以上の看護補助者が勤務しております。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝8時～夕方16時15分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は12人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は10人以内です。
- ・ 夕方16時15分～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は30人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は60人以内です。
- ・ 当該病棟には、専従の作業療法士が1人以上勤務しています。
- ・ 当該病棟の床面積は、1人当たり18㎡以上で、行動しやすい廊下を有しています。
- ・ 60㎡以上の専用の生活機能回復訓練室を有し、当該病棟に入院しているすべての患者さんに対して、生活機能回復訓練を行います。